



八千代市監査公表第2号

令和元年5月7日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 木下映実

監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による安全環境部の監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の対象機関

安全環境部

- (1) 生活安全課（消費生活センターを含む。）
- (2) 総合防災課
- (3) 環境保全課（環境政策室を含む。）
- (4) クリーン推進課（清掃センター及び衛生センターを含む。）

2 監査の範囲

平成30年度（平成31年1月末現在）における安全環境部所管の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

3 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

4 監査の期間

平成31年1月11日から平成31年4月26日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的ののっとりて執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関ごとの所見（要望事項）は、次のとおりである。

所見

対象機関	区分	内 容
生活安全課		特に指摘，要望する事項はない。
消費生活センター		特に指摘，要望する事項はない。
総合防災課		特に指摘，要望する事項はない。
環境保全課		特に指摘，要望する事項はない。
環境保全課 (環境政策室)		特に指摘，要望する事項はない。
クリーン推進課	要望事項	<p>1 廃棄物等に係る手数料について</p> <p>八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年八千代市条例第27号）第21条に定める手数料については，消費税の増税に係る経費を反映するなど，受益者負担の原則に基づき，適正な設定を行うとともに，適宜見直しについて検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（平成29年度監査 要望事項）</p> <p>上記の平成29年度の監査における要望事項を踏まえ，引き続き適正な設定を行うとともに，適宜見直しについて検討されたい。</p>
清掃センター	要望事項	<p>1 清掃センターの維持管理について</p> <p>清掃センター焼却施設について，現在，基幹的設備等の改良工事を行っているが，おおむね15年後には改めて施設の改修・更新が必要であり，実施に当たっては多くの事業費を要するものと考えられる。</p> <p>このため，施設の耐用年数，需要に見合った施設規模，民間活力の導入や他団体との連携等を総合的に勘案し，今後の施設の在り方と効率的な運営方法を構築されるよう検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（平成27年度，28年度及び29年度監査 要望事項）</p> <p>上記の平成27年度，28年度及び29年度の監査における要望事項を踏まえ，引き続き今後の施設の在り方と効率的な運営方法の構築について検討されたい。</p>
衛生センター		特に指摘，要望する事項はない。